

大産第1503号
令和6年12月20日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大宜味村長

市町村名 (市町村コード)	大宜味村 (473022)
地域名 (地域内農業集落 名)	津波地域 (津波区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月29日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、土地改良区ではない農振農用地区域内にあり、牧草から果樹、野菜類がおもに栽培されています。

地域的に面積が広い農地が多く、肉用牛等の畜産農家もあるため当地区内には牧草地も多くあります。

経営規模が大きく比較的安定的な経営をしている農家が多いが、高齢化による事業の継続が懸念されます。そのため村内・村外から新規就農者を確保・育成し、農地利用を確保していく仕組みの構築が課題となります。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主な作物である牧草、果樹類については担い手への農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図ります。

また、利用者のいない農地があれば地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手の農地利用の意向に配慮し、必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	78 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	77 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の土地改良区と隣接する農地で安定的に農業がおこなわれている区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者及び地域での意欲的に農業を営む意向のある農家を中心に面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業を利用者の経営意向を考慮しながら農地中間管理事業を活用し、権利設定を段階的に進め、担い手への農地の集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手からのニーズは特ないので現状維持。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外からの多様な経営体が地域計画区域内で農地を活用したい意向があれば、沖縄県やJAと連携し、地域の意向に沿った農業が出来るよう支援を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

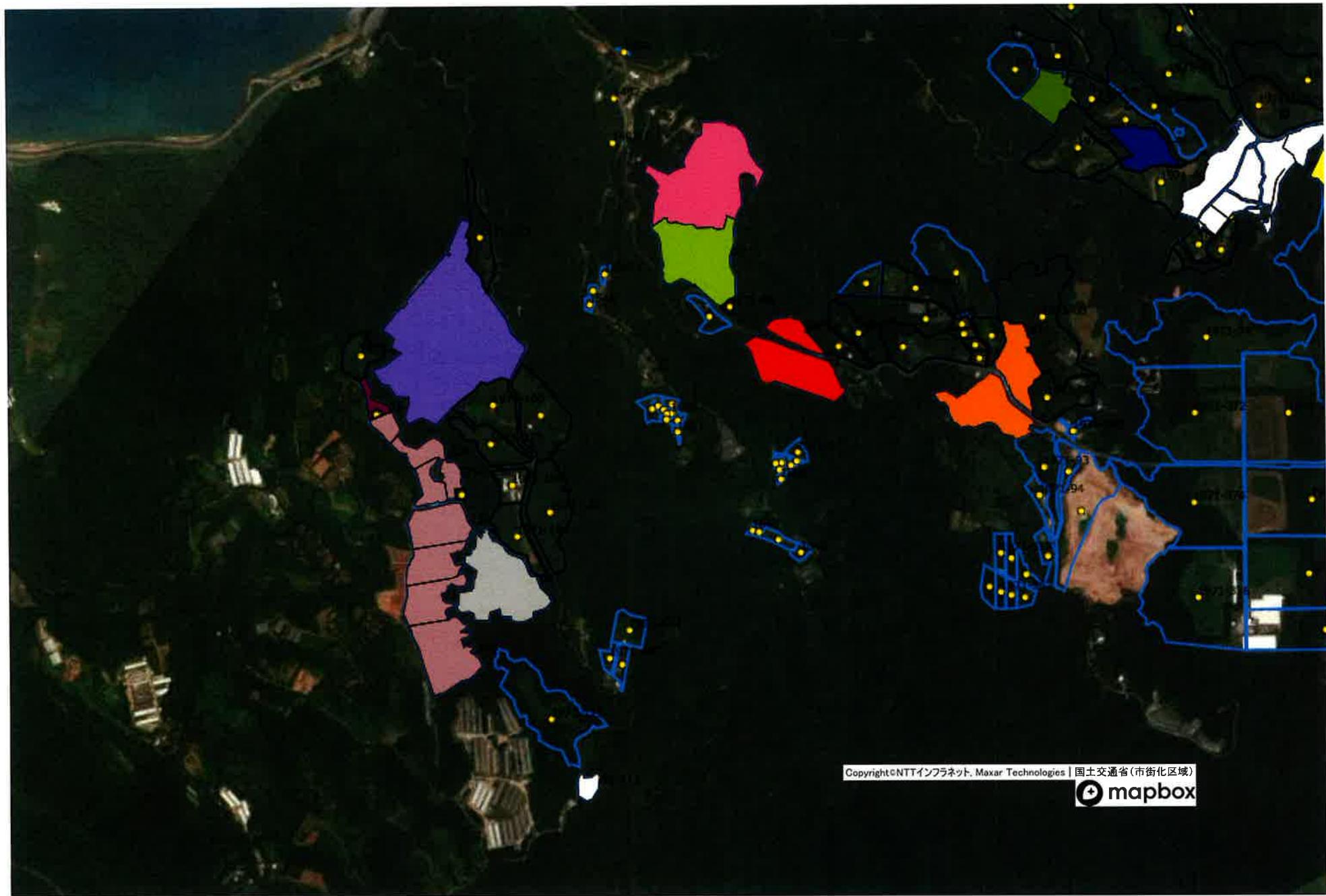
栽培管理及び収穫支援サービス事業者があれば、農作業を委託することを検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①江洲地区同様にイノシシの被害が他の地域より拡大しているため防止柵の設置を特に推進する。
- ②減農薬・減肥料を推進し、沖縄県の認証するエコファーマーを広げる。
- ③カンキツ類の防除作業などについてローンによる効率的な防除体系を進める。



Copyright © NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)



